

第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて 報告書

平成18年5月
府中市男女共同参画推進懇談会

府中市男女共同参画推進懇談会は、府中市長より、平成 17 年 5 月 20 日付で次の事項について平成 19 年 3 月 31 日までに検討し、報告するよう求められました。

(1) 府中市男女共同参画計画について

ア 第 3 次府中市男女共同参画計画の見直しについて

イ 府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方について

(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

この内の「(1) 府中市男女共同参画計画について ア 第 3 次府中市男女共同参画計画の見直しについて」を平成 17 年 6 月より平成 18 年 5 月までの隔月に会議を開催し、検討・協議いたしました。

また、報告書の作成にあたっては、5 本の柱・計画目標を担当した担当委員より各 1 名の起草委員を選出し、起草委員会を 2 回開催して報告書(案)を作成し、これを全員で検討してこの報告書をまとめましたので、ここにご報告いたします。

市におかれましては、何卒以下の報告書を踏まえて、第４次男女共同参画推進計画の作成につきましてご尽力くださいますことを切に願います。

平成１８年５月１２日

府中市長 野口 忠直 様

府中市男女共同参画推進懇談会

会 長 小西 厚子

副会長 諸橋 泰樹

委 員 原田 美江子

委 員 並木 好正

委 員 赤井 久美子

委 員 植松 政数

委 員 北川 勉

委 員 平井 暉子

委 員 荒金 由利子

委 員 荒畑 正子

委 員 岡崎 妙子

委 員 矢島 チサト

府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について

(1) 府中市男女共同参画計画について

ア 第 3 次府中市男女共同参画計画の見直しについて

はじめに

第 3 次府中市男女共同参画計画「男女が共に参画するまち 府中プラン」(以下「第 3 次計画」といいます。) は、平成 1 2 年 5 月に策定されて、平成 1 7 ・ 1 8 年度は新たな第 4 次計画の策定にむけた準備の年度です。この第 4 次計画に対して、府中市男女共同参画推進懇談会 (以下「懇談会」といいます。) は、第 3 次計画についての見直しを、計画内容の 5 本の柱・計画目標にそって、その施策の内容を事業担当課に質問し、その回答をもとにして検討し、見直すべき諸点・改善点を提案することにしたしました。

この検討にあたって協議の結果、第 3 次計画の見直しについては、現計画の施策の内容までとし、具体的な提案があれば事業項目まで挙げる、ということにしました。その際、「府中市男女共同参画計画推進状況報告書 平成 1 6 年度実績及び平成 1 7 年度計画」を使用し、事業項目ごとの実績、評価を参考に検討することにしたしました。

ここに、それらの提案を整理してご報告します。

第 4 次計画の策定にあたっては、市としても、2 1 世紀を男女共同参画社会実現の世紀と定めた「男女共同参画社会基本法」に則って、男女共同 (平等) 参画の視点に立った計画を策定すること、現在の我国がおかれている少子・高齢社会、高度情報社会に対応する施策を立案することが必要であると考えます。

また、府中市における男女共同参画社会の施策を推進するためには、男女共同参画

についての市民の意識調査を行うことを要望いたします。男女共同参画のみを対象にした意識調査が無理であれば、市で行っている市民を対象とした「市政世論調査」の中に男女共同参画についての、もっと細かい質問を入れることを提案します。市民の意識調査の結果によって、市民の実態に即した府中市男女共同参画を推進する施策を充実させることができると考えます。

なお、私たちは、第3次計画の見直しにあたって、平成17年12月27日に策定された国の第2次男女共同参画計画やその他地方公共団体の最近の計画を参考にし、検討しましたが、最新の情報を収集して、よりよい第4次計画を策定されることを要望いたします。

男女平等社会への意識づくり についての見直し

男女平等社会への意識づくり	
(1) 男女平等の文化風土づくり	
	男女平等の視点からの社会制度や生活文化・慣行の見直し
	001 広報誌・啓発冊子等の啓発の充実
	002 女性問題講座等による意識啓発
	003 税金、年金、保険などの公的制度についての学習の機会提供
	004 男女平等に関する情報の収集と提供
	行政職員の男女平等の意識づくり
	005 職員に対する研修会、講演会の実施
	006 職員広報等での啓発・情報提供
	007 職員の意識調査
	008 組織内の業務分担の見直し
(2) 地域・家庭における男女平等の推進	
	地域における男女平等の推進
	009 コミュニティ活動等への参加
	010 女性リーダーの育成支援
	011 情報・資料の提供
	家庭における男女平等の推進
	012 家庭における男女平等の確立
	013 両親講座の実施
	014 P T A 家庭教育学級
	地域・家庭における男女平等の推進のための環境づくり
	015 ノー残業デーの徹底
	016 労働時間短縮の促進（事業所等への要望）
(3) 学校教育における男女平等の推進	
	男女平等教育の推進
	017 男女別出席簿の見直し等、教育現場におけるジェンダー・フリーの推進
	018 進路指導の充実
	019 教育過程への位置付け
	020 男女平等教育推進校の設置
	教職員の男女平等教育への意識づくり
	021 教職員の男女平等意識の徹底
	022 啓発活動の充実
	023 教職員研修の充実
	人権尊重教育の徹底
	024 教職員の人権意識の徹底
	025 教職員教育の充実
	026 指導内容・方法の研究
	027 男女平等観にたった性教育等の推進
(4) 生涯学習における男女平等の推進	
	学習機会の提供
	028 生涯学習事業の提供
	029 出前講座の充実
	030 在宅学習の支援

	031 生涯学習セミナーの開催
	032 生涯学習リーダー研修会
	自主的学習活動の援助
	033 自主的学習活動の援助
	034 自主グループ共催講座
	035 講師の派遣援助
	036 託児室の利用援助

柱立ての文言（タイトル）の「男女平等社会への意識づくり」は、「男女平等の視点に立った意識の改革」とする方が積極的でよいのではないかという意見に賛意が示されました。

男女平等の視点からの社会制度や生活文化・慣行の見直しについては、市民自ら参画でき、また参画を促進する施策、例えば、アンケート等の活用により市民が点検、評価できるような仕組み等が必要です。

意識改革は、意識啓発により導くことができますが、啓発に際しては男性を意識し、事業項目として、「男性の参画を重視した広報活動の推進」を入れることを提案します。

「女性問題講座等による意識啓発」(事業項目 002、以下項目番号のみ表示)に関して、男女平等意識を啓発するために、女性センターで様々な視点からの講座を組むこと、女性センターの情報誌を現行の年 2 回から最低年 3 回発行することやホームページの充実を図ることを提案します。

職員の男女平等の意識づくりについて、「職員に対する研修会、講演会の実施」(005)に関しては、新入職員はもちろん、全職員が最低 1 回は研修を受けること、管理職は別立てで全員受講することを提案します。

地域・家庭における男女平等の推進については、NPO、ボランティアに関する施策を加える必要があります。

家庭における男女平等の推進については、男性が子育てに参加すること、父親を巻き込んだ講座や子どもと一緒に参加できる事業、例えば、男性対象のアサーティブト

レーニング等も必要です。

学校教育における男女平等の推進について、「男女別出席簿の見直し等、教育現場におけるジェンダー・フリーの推進」(017)は、「男女別出席簿や行事での男女別の並び方等の教育現場における見えないカリキュラムを見直し等、ジェンダー()の視点にとらわれない男女平等教育の推進」とすることを提案します。

「教育課程への位置付け」(019)については、教育活動全般を通じて男女平等理念の浸透を図ることを提案します。

「男女平等観にたった性教育等の推進」(027)について、性教育は学校間で指導の格差が大きいので、エイズ・性感染症が若年層で増加している社会情勢を踏まえ、指導要領に基づく的確な情報の提供と指導が、児童・生徒に対して行われるように要望します。

() ジェンダーは、国の第2次男女共同参画基本計画にて次のように定義されています。

「『社会的性別』(ジェンダー)」とは？

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「『社会的性別』(ジェンダー)の視点」とは？

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していることとする視点です。

「男女共同参画社会の実現を目指して」p14より抜粋
(H18.2月、内閣府男女共同参画局発行)

女性の働く権利の保障と環境の整備 についての見直し

女性の働く権利の保障と環境の整備	
(1) 就業のための支援	
	職業意識・自立意識の育成
	037 女子学生就業セミナーの実施
	038 再就職講座の実施
	女性の能力開発の支援
	039 講座等による能力開発
	040 保健福祉人材育成センターの運営
	女性の起業への支援
	041 中小企業者に対する融資あっ旋
	042 起業のための講座の実施
	労働に関する情報提供の充実
	043 労働情報提供事業
	044 他機関との連携強化による情報の収集と提供
(2) 職場における男女平等の実現	
	事業所に対する男女平等を促進するための啓発
	045 労働講座への参加促進及び資料の活用増進
	046 労働啓発資料の作成と配布
	047 中小企業退職金共済掛金の促進
	労働問題相談の充実
	048 労働相談の充実
	049 関係機関との連携強化
	セクシュアル・ハラスメント防止の推進
	050 啓発活動の充実
	051 研修会の実施
	052 相談窓口の充実
(3) 働き続けるための環境整備	
	保育サービスの充実
	053 延長保育の拡充
	054 一時保育の実施
	055 低年齢児保育の充実
	056 子ども家庭支援事業の充実
	057 病後児保育事業の実施
	057' 認証保育所の充実
	058 学童クラブの充実
	059 ファミリーサポートセンター事業
	介護支援の充実
	060 ねたきり高齢者援護事業の推進
	061 在宅サービスセンターの拡充
	062 介護保険制度の情報提供
	働き続けるための制度の普及
	063 啓発活動の充実
	064 労働時間短縮の啓発

市内の働く（働きたい）女性の実態調査、年齢別、就業形態別、勤務実態別、年収別、そして求職率等の実態を把握して施策を立てることを要望します。

就業のための支援について、職業意識・自立意識の育成に関しては、女性に限らず男性にも正しい職業意識・自立意識が必要です。特に問題となっている就業時間の長さを改善すべく男女ともに労働時間短縮の意識を高める必要があります。

女性の能力開発の支援については、もっと一般的な能力の開発もすべきであり、パソコン講座もC A DやW E B デザイナー等即戦力になる講座があってはじめて就業のための能力開発といえるので、実務に即したアドバンス講座の検討も必要です。

女性の起業への支援については、最低資本金規制の特例制度（2003年2月より）等により女性の起業が増えることが見込まれるので、起業を目指す女性に対する支援の充実が必要です。

労働に関する情報提供の充実については、パート、契約・派遣社員等多様な働き方の女性も増え続け、その労働条件に関しては的確な労働情報の提供が必要です。女性センターの情報誌、その他の提供方法も検討が必要です。

職場における男女平等の実現について、事業所に対する男女平等を促進するための啓発に関しては、事業主にこそ働きかける必要があります。特に、男性の長時間労働の是正、女性雇用者の40%を占めるパートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の拡大等、事業所における男女平等の推進が急がれます。

労働問題相談の充実については、パート、契約・派遣社員等、多様な働き方が選択されているなかで、労働者派遣法の相次ぐ改正もあり、派遣労働者の数は年々増加しています。このような状況から、派遣労働を巡るトラブルは、件数の増加とともに内容も複雑さを増しており、労働問題相談の充実は非常に重要です。東京都労働情報センター八王子事務所と連携した相談体制を検討することを提案します。また、労働相談に迅速に対応するには、月1回の相談日だけでなく、Eメールによる相談方式の導

入を検討する必要があります。

セクシュアル・ハラスメント防止の推進について、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主には雇用管理上の配慮義務があり、相談・苦情への適切な対応が求められています。セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、事後の迅速かつ適切な対応が重要です。「研修会の実施」(051)については、雇用管理上の配慮義務のある事業主、すべての職員・教員がセクシュアル・ハラスメントについての研修を受講すべきであると考えます。

働き続けるための環境整備について、保育サービスの充実に関しては、保育施設や学童クラブへの入所希望者が増加の一途をたどる府中市として、独自のそして早急な対応が必要です。利用者、保育士、指導員を含む懇談会を定期的に行い、現場の意見を取り入れながら、多様なニーズに対応できる体制が求められます。保育施設の待機児解消、大規模学童クラブの問題等、最優先に取り組むべき事業であると考えます。

また、市内の事業所で、男女ともに働きやすい環境を実践しているところを表彰する等、他の事業所でもその事例に学べるようなことも検討することを要望します。

介護支援の充実については、高齢社会を踏まえた施策の推進を図る必要があります。

働き続けるための制度の普及については、働きたい、働き続けたいと考える女性が増えてきており、また、女性がその個性と能力を十分に発揮して働くことが、企業の活性化にもつながっています。今や、仕事と（家庭）生活との両立・調和が、働く女性のキーワードとなっており、それを支える育児・介護休業法等の法整備や改正はなされていますが、その運用にあたっては、就業規則の改正を含めた事業主等への普及啓発が重要です。

この問題は、国の第2次男女共同参画計画の重点事項に、男性を含めた「仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し」を挙げられていることもあるので、市としてもこれに応じる施策を立てることが必要と考えます。

女性の健康と安定した生活の確立 についての見直し

女性の健康と安定した生活の確立	
(1) 生涯を通じた女性の健康支援	
妊娠・出産・育児期における意識啓発と健康支援	
065	乳幼児医療の拡充
066	母子の健康増進
067	入院助産の実施
068	子育て相談事業の充実
健康相談事業の充実	
069	健康相談事業の充実
予防対策の充実	
070	学校教育におけるエイズ、薬物、結核等の予防・啓発
071	生活習慣病、要介護に対する予防の充実
072	検診事業の充実
健康づくりの充実	
073	各種体操教室の実施
074	スポーツ・レクリエーションの大会実施
075	自主的スポーツ、レクリエーション活動への指導者派遣
(2) 女性の自立と安定した生活の確保	
女性高齢者の自立と生活安定のための支援	
076	高齢者住宅の確保
077	各種相談事業の充実
078	高齢の女性の援護・サービスの強化
079	地域福祉サービスの充実
080	生きがい事業の充実
081	就労援助
082	地域福祉コーディネーターの配置
083	年金加入の促進
084	介護保険制度の情報提供
ひとり親家庭等の自立と生活安定のための支援	
085	ひとり親家庭居住安定支援事業
086	ひとり親世帯向け住宅の確保
087	自立のための援助サービスの整備
088	母子生活支援施設への入所による母子保護の実施
089	母子福祉資金及び女性福祉資金の貸付
障害のある女性の自立と生活安定のための支援	
090	在宅福祉サービスの充実
091	福祉機器サービスの充実
092	介護者の負担軽減サービスの充実
093	入所施設の整備機能の充実
094	福祉的就労への支援
095	移動手段の充実・外出の支援
096	地域における安全体制の確保
097	生涯学習への参加機会の拡充

	098 スポーツ・レクリエーション行事の充実と参加促進
	099 障害者成人教室（あすなろ学級）
	100 福祉のまちづくりの推進

男女平等の視点から見れば、女性に限らず男女ともに健康と安定した生活の確立が必要です。国の第2次男女共同参画計画の重点事項に、「生涯を通じた健康の保持増進を図るにあたり、男女の性差に応じた的確な医療を推進する」ことが取り上げられており、市の施策としては、乳がんや子宮がん等の検診を充実させる（日時や広報の工夫、回数の増加等）こと等で、このための施策も盛り込むことを提案します。

生涯を通じた女性の健康支援については、母子保健で問題になっている育児不安、児童虐待の予防に関して、子育て相談室、家庭訪問等、関係機関と連携した支援がされていますが、虐待予防対策、すなわち何らかの支援が必要な家庭のスクリーニングや母子関係に困難が生じている母親を対象とするグループ活動等の取り組みが必要です。この問題には、父親の育児参加や父子家庭への支援という観点も外せないと考えます。

「子育て相談事業の充実」（068）については、子育て支援施策に関して庁内の関係各課が市民のニーズに応じた役割分担、施策調整をする場があれば、更に充実したサービスが可能であると考えます。

「学校教育におけるエイズ、薬物、結核等の予防・啓発」（070）については、学校における健康課題ですが、教育現場である学校が主となって動かなければ予防啓発は困難です。担当課には、現在の健康推進課の他に学務保健課（教育委員会担当課）を加える必要があります。また、エイズ、薬物、結核の項目の他にも性感染症、喫煙、飲酒を追加する必要があります。

「福祉のまちづくりの推進」（100）について、福祉的環境を整備するためには事業者の理解・協力が不可欠です。

女性の人権の尊重と擁護 についての見直し

女性の人権の尊重と擁護	
(1) 性に対する女性の権利の確立	
	性に関する自己決定能力を育てる教育の推進
101	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
102	学校教育の中での知識の提供・啓発
103	女性学講座の中での知識の提供・啓発
	相談援助活動の充実
104	女性問題相談の充実
105	青少年・子ども相談の充実
106	性に関する相談の充実
	性に関する情報の収集・提供
107	性に関する情報の収集・提供
108	女性の人権を無視した性情報に対する働きかけや要請
(2) 女性や児童に対するあらゆる暴力の根絶	
	家庭内暴力等の根絶に向けた取組みの推進
109	暴力を防ぐための意識啓発
110	関係機関との連携の促進
111	女性緊急一時保護事業の充実
112	DV防止の情報・資料の収集・提供
	児童虐待防止の取組みの推進
113	虐待を防ぐための意識啓発
114	「児童の権利に関する条約」についての啓発
115	性の商品化防止の啓発
116	ポルノグラフィ等地域の環境改善のための調査及び支援
117	教育・労働・地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止の推進
118	子育て相談の拡充
119	母子・女性相談
120	女性問題相談・青少年子ども相談
121	いじめ・児童虐待相談の充実
122	教育相談
123	人権身の上相談等
(3) メディアにおける女性の人権の尊重	
	男女平等の視点に立った表現への配慮
124	性表現の配慮
125	映像・活字等における適切な表現の推進
	メディアに対する選択と活用に関する能力の育成
126	インターネット講座の開催
127	マスコミに対する働きかけや要望
128	国・東京都と連携した情報提供
129	情報の選択・活用（メディア・リテラシー）の普及・啓発
130	情報教育の推進

タイトルは「女性の人権の尊重と擁護」ですが、女性だけが理解すればよいという問題ではなく、むしろ男性の理解を求めることが大切であり、男性に対する働きかけが必要です。

性に関する自己決定能力を育てる教育の推進について、「学校教育の中での知識の提供・啓発」(102)に関しては、具体的な記述が必要です。望まない妊娠や性に関する知識の欠如、性感染症は深刻な問題であり、学校教育の中で発達段階に応じた性教育が必要です。

相談援助活動の充実については、相談の中では特にDV(ドメスティック・バイオレンス)の問題が重要であると考えます。DVに関しては、もっと相談窓口についてのPRをして窓口があることを知ってもらう等、相談しやすい環境づくりが必要です。土日や夜間の相談、メールによる相談にも対応できる環境を整備する必要があります。市の関係課等の間だけでなく、NPO、ボランティア等の相談業務を行っている団体との連携会議をもつことを提案します。

職場のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの相談については、市が単独で地域の事業者に働きかけるのは難しいため、商工会議所や青年会議所等とタイアップして常に啓発する機会をつくれるようにしていく必要があります。

女性や児童に対するあらゆる暴力の根絶は、国の第2次男女共同参画計画における重点事項に挙げられている項目でもあります。家庭内暴力等の根絶に向けた取組みの推進については、相談、救済、そして今後は特に予防、自立・就労支援等の施策の充実が必要です。また、母子生活支援施設との連携が不可欠です。

児童虐待防止の取組みの推進について、「虐待を防ぐための意識啓発」(113)に関しては、母親学級(父親の参加も可)、両親学級、育児学級等で講座を開催することや、保健・医療機関でのガイドライン等による啓発や保育・教育関係者に対する虐待の予防・早期発見に関する情報提供の徹底が必要です。

「性の商品化防止の啓発」(115)、「ポルノグラフィ等地域の環境改善のための調査及び支援」(116)については、市民・生徒向け、また地元事業者への働きかけが必要であると考えます。

「教育・労働・地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止の推進」(117)については、地元事業者にさらなる働きかけを行うことが必要です。また、教育分野における「啓発」の記述に、具体性が欠けていると思われます。セクシュアル・ハラスメントは、職場や学校環境の問題であり、人権問題であり、事業所や学校の管理者責任の問題です。

メディアにおける女性の人権の尊重については、「性表現の配慮」(124)、「映像・活字等における適切な表現の推進」(125)に関して、広報物にガイドライン遵守を徹底することを今後も推進することが必要です。また、職員に対するメディア・リテラシー研修、地元事業者に対するガイドライン配布とメディア・リテラシー研修の実施を要望します。地域新聞、CATV、地域の支局等に、ガイドラインや市の取組みを知らせ、また懇談会等を開くことも提案します。

「情報の選択・活用（メディア・リテラシー）の普及・啓発」(129)に関しては、情報の読み解きだけでなく、情報発信も大切です。インターネット講座や、文章・写真・映像等の講座により女性の表現力をアップさせ、またメディアに対する働きかけを市民レベルで行えるようなエンパワーメント講座と、表現力をつけた女性たちの市の広報事業等への登用を要望します。

あらゆる分野への男女共同参画 についての見直し

あらゆる分野への男女の共同参画	
(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画	
審議会等への女性の参画の拡大	
131	審議会等委員の男女いずれか一方の委員数を委員総数の30%以上に促進
132	すべての審議会などへ女性委員を登用するよう促進
133	市政への女性意見の反映
女性の人材育成と活用	
134	女性団体、グループ指導者等の育成
135	女性人材リストの整備
136	生涯学習リーダーバンク制度
市職員の男女共同参画の促進	
137	若年時から男女の区別なく責任ある業務を担当させることの徹底
138	女性職員に対する昇任試験の受験奨励
139	性別によらない職種・職域の拡大
(2) 地域活動・家庭生活への男女共同参画	
地域活動への男女共同参画の推進	
140	コミュニティ活動への参加
141	ふちゅうカレッジ100単位修得事業の実施
142	ボランティア活動の支援・推進
家庭生活における男女共同参画の推進	
143	健全な家庭づくりの援護
144	生涯学習セミナーの開催（再掲）
145	家庭教育学級
146	学習講座の充実
147	雇用主・労働者双方への働きかけ
女性活動の推進	
148	学習・対話・交流の充実
149	女性問題についての調査・研究
150	女性関係会議へ市民の参加促進
151	女性リーダーの育成
152	市民企画事業の推進
(3) 国際社会への参画の促進	
国際理解と国際交流の推進	
153	女性の国際交流の拡大
154	在住外国人女性の支援
155	女性の国際化の推進
156	外国人相談窓口の拡充
157	外国人のための日本語会話講座の開催
158	憲法講演会の開催
159	平和展の開催

国の第2次男女共同参画計画における重点事項の第1項目が、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」です。市の第4次計画においても、政策・方針決定過程への男女共同参画は、重要な施策目標であると考えます。

審議会等への女性の参画の拡大について、「審議会等委員の男女いずれか一方の委員総数の30%以上に促進（*第5次総合計画では40%）」(131)に関しては、さらなる女性の参画を拡大する必要があります。原則として女性ゼロの審議会等を無くすことを要望します。

女性の人材育成と活用については、さらなる推進をする必要があります。特に、「女性団体、グループ指導者等の育成」(134)に関して、女性団体、グループ指導者等の育成を図る必要があると考えます。市政に関する問題をテーマとする講座等を開催し、女性リーダーの育成を図るとともに、受講者を人材としてリストアップして、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大することを要望します。

職員の男女共同参画の推進については、今後も男女平等、性別によらない業務担当、職種・職域の拡大に努めることを要望するとともに、女性職員の管理職数が増えることを期待します。女性職員の意識の更なる向上を含め、市民に率先して男女共同参画の模範を示すことが求められます。

地域活動への男女共同参画の推進については、国の第2次計画に新しい男女共同参画分野として入れられている防災（災害復興を含む。）地域おこし・まちづくり・観光、環境等への男女共同参画を、府中市の第4次計画にも組み込むことを提案します。

「コミュニティ活動への参加」(140)に関して、地域活動、コミュニティ協議会や自治会における女性の参画の拡大が男女共同参画社会実現への基盤となると考えられますので、地域活動に参加する女性の参画への意識向上とともに、市の支援を期待します。

家庭生活における男女共同参画の推進については、健全な家庭づくりには男女の共

同参画が必要であり、男女を対象にした講座も開設する必要があります。

「家庭教育学級」(145)に関して、子育ては言うまでもなく男女・両親がかかわるべきであり、両親を対象とする学習講座が必要です。また、男女共同参画社会実現をテーマとする講座を取り上げることがを要望します。平成16年度の家庭教育学級の参加者に男性(父親)がゼロという実施結果は、講座開催日や時間に問題があるのではないかと、開催日時を一考する必要があると考えます。

女性活動の推進について、「女性関係会議へ市民の参加促進」(150)に関して、女性関係会議(日本女性会議や男女共同参画フォーラム等)への市民の参加については、市からの派遣者のみならず、個人参加者のための発表・報告の機会もつくることを要望します。

国際社会への参画の促進について、「女性の国際交流の拡大」(153)に関しては、友好都市ウィーン市ヘルナルス区への高校生派遣事業以外の事業を考える必要があると考えます。国際社会における女性の地位向上の取組みや男女共同参画の現状についての動向や情報を市民に啓発する事業・講演会等を要望します。

「在住外国人女性の支援」(154)、「女性の国際化の推進」(155)に関して、府中市に住んでいる外国人に各国の男女共同参画事情について話してもらうような事業を計画することにより、国際理解・国際交流を進められると考えます。生涯学習センターの講座には、外国語学習講座が組まれており、多くの市民が語学学習講座に参加しているので、これをこの事業項目に入れ、さらなる国際理解・国際交流を進めることを提案します。

推進体制の確立 についての見直し

今年度は第4次計画の策定に取り組むにあたり、府中市男女共同参画推進本部におかれましては、府中市における男女共同参画をさらに推進するための、よりよい計画の策定を目指してください。

また、第4次計画には、第2期の懇談会が報告した内容も盛り込むことを要望いたします。

おわりに

第3次計画の見直しについての協議の結果は、以上のとおりです。

懇談会の5回の検討・協議日程においては、現計画の5本の柱・施策目標にそって施策の内容を検討・協議しましたので、現計画があげている計画目標・柱立ての見直しについては十分な検討ができませんでした。この計画目標については、この報告書にも提案しましたように、あくまでも男女共同（平等）参画の視点に基づく、計画目標を立てて関連施策を立案することを重ねてお願いいたします。

会議の経過

	開催日	内容
平成17年度 第1回	平成17年 5月12日	市長より、第3次府中市男女共同参画計画の見直し「(1)ア」について依頼
平成17年度 第2回	平成17年 7月 8日	委嘱された「(1)ア」についての進め方の検討 柱立てごとの担当者の決定
平成17年度 第3回	平成17年 9月 9日	「 男女平等社会への意識づくり」の検討 担当：荒金、荒畑、岡崎
平成17年度 第4回	平成17年11月11日	「 女性の働く権利の保障と環境の整備」の 検討 担当：赤井、並木、矢島
平成17年度 第5回	平成18年 1月13日	「 女性の人権と擁護」の検討 担当：平井、諸橋
平成17年度 第6回	平成18年 3月10日	「 あらゆる分野への男女の共同参画」の検討 担当：北川、小西 「 女性の健康と安定した生活の確立」の検討 担当：植松、原田
「起草委員会」 第1回	平成18年 3月24日	会議における柱立て ～ までの各担当者の報告と協議結果の整理について
「起草委員会」 第2回	平成18年 4月14日	報告書のまとめ方について
平成18年度 第7回	平成18年 5月12日	報告書のまとめ

委員名簿

	氏名	選出区分	起草委員
会長	小西 厚子	学識経験者	
副会長	諸橋 泰樹	〃	
委員	原田 美江子	〃	
委員	並木 好正	〃	
委員	赤井 久美子	市内関係団体代表	
委員	植松 政数	〃	
委員	北川 勉	〃	
委員	平井 暉子	〃	
委員	荒金 由利子	公募市民	
委員	荒畑 正子	〃	
委員	岡崎 妙子	〃	
委員	矢島 チサト	〃	